

契約・解約トラブルなんでも 110 番 実施状況

1 事業の内容

国が提唱する 5 月の「消費者月間」の事業のひとつとして、平成 7 年度から金沢弁護士会消費者問題対策委員会との共催で「契約・解約トラブルなんでも 110 番」を実施し、弁護士と消費生活相談員が消費者からの相談に応じた。

日 時：平成 26 年 5 月 19 日（月）午前 10 時～午後 3 時
弁 護 士：6 名（午前 3 名、午後 3 名） 消費生活相談員：6 名

2 相談件数

32 件（来所相談 3 件 電話相談 29 件）

3 相談内容の内訳

運輸・通信サービス	14 件	車両・乗り物	2 件
住居品	3 件	クリーニング	2 件
金融・保険サービス	3 件	工事・建築・加工	2 件
保険・福祉サービス	3 件	その他	3 件

4 主な相談事例

- （1）アダルトサイトの年齢確認画面をタップしたとたん、約 10 万円の請求画面が表示されたためサイトに電話し事情を説明したが、解約できないと言われ支払ってしまった。どうしたらよいか。
（20 歳代・男性）
- （2）インターネットのセキュリティ強化サービスの電話勧誘を受け応じたつもりだったが、実際はプロバイダの変更契約だった。解約したい。
（50 歳代・男性）
- （3）病気で寝たきりの母あてに貸金業者から債権回収に関する書面が届いたが詳細が分からない。どうしたらよいか。
（50 歳代・男性）
- （4）高齢の母が訪問販売で不必要な布団を何組も購入した。未使用の布団を返品したい。
（50 歳代・女性）

5 過去の開催状況

平成 23 年度（5 月 16 日）	31 件（来所相談	8 件	電話相談	23 件）
平成 24 年度（5 月 21 日）	30 件（来所相談	13 件	電話相談	17 件）
平成 25 年度（5 月 20 日）	34 件（来所相談	9 件	電話相談	22 件）